

静岡県告示第147号の2

静岡県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年静岡県条例第90号）第14条第1項の規定に基づき、知事指定薬物として次のとおり指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年3月5日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 知事指定薬物の名称

物質名	適用年月日
(8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[3-(トリメチルシリル)プロパノイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名1S-LSD）	令和7年3月6日
N-メチル-N-プロピルトリプタミン及びその塩類（通称名MPT、Methylpropyltryptamine）	令和7年3月6日
5-ニトロ-2-[(4-プロポキシフェニル)メチル]-1-[2-(ピロリジン-1-イル)エチル]-1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名Protonitazepyne、N-Pyrrolidino protonitazene）	令和7年3月6日

2 指定の理由

人の身体に使用された場合に、興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼし、さらに、これらが濫用されるおそれがあると認められるため。